

平成 19 年 3 月 22 日

「国民投票法案」に関する意見

政策研究大学院大学 助教授
本田 雅俊

国権の最高機関である国会が、威厳と威信をもって国民に憲法改正案をお示しになり、所要の改正が行われてほしいとの願いを込め、以下の 7 点につき、意見を申し上げます。結論として、成立時期を急ぐよりも、内容の完成度・確度をより一層高める努力を重ねていただきたい。

- (1) 合意形成に向けた最善の努力とネガティブ・イメージの防止
最終段階において、与党のみによって国民投票法案を可決・成立させることは、今後の憲法改正作業に大きな支障を来す恐れがある。
- (2) 国会主導の作業の貫徹
これまでの取組みは、国会主導でなされてきた。今後も内閣に左右されることなく、立法府として毅然と進めていただきたい。
- (3) 憲法審査会の位置づけの明確化
憲法審査会の設置は、従来の議案審議の原則を大きく変えるもの。議会制度協議会等における十分な議論が必要。
- (4) 合同審査会の位置づけの明確化
合同審査会を設置し、勧告権を付与することは、変則的な二院制になる恐れがある。やはり議会制度協議会等における十分な議論が必要。
- (5) 審査会における定足数の引上げ
憲法改正作業の重要性にかんがみ、憲法審査会の定足数は 2 分の 1、できれば 3 分の 2 に引き上げる必要がある。
- (6) 立法期による制限
憲法改正原案について、会期による制約は受けないとしても、立法期的な制限は受けるべき。
- (7) その他（対象を国政問題に拡大することについて）
国民投票の対象を憲法改正以外にまで拡大することは、議会制民主主義の根幹に関わる重大な問題であり、慎重な検討を必要とする。